

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）７月２７日

下関市役所豊田総合支所長 伊 藤 竜 太

記

１ 業務名

豊田湖畔公園施設ケビン外壁塗装、屋根点検・補修等業務

２ 業務の対象施設

豊田湖畔公園

所在地：下関市豊田町大字地吉地内

３ 業務内容

別紙１「豊田湖畔公園施設ケビン外壁塗装、屋根点検・補修等業務仕様書」のとおり

４ 業務期間

契約締結日から令和８年（２０２６年）１２月２１日までのうち、下関市及び施設管理者が指定する期間（繁忙期を避けるため）

５ 入札条件

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定に該当しない者であること。
- （２）この公告の日から入札までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。

- (4) 下関市内に、本社、本店、支店又は営業所等を有すること。
- (5) 本委託業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
 - ・下関市役所豊田総合支所地域政策課
(下関市豊田町大字殿敷1918番地1)
 - ・下関市ホームページ
- (2) 日時 公告日から令和8年8月4日(火)午後4時30分まで

7 入札参加手続等

(1) 入札参加申請方法

①提出書類

「入札参加資格確認申請書」(様式第1号)

※下関市役所豊田総合支所地域政策課窓口にて入手又は下関市ホームページ掲載のこの件に関する公告からダウンロードすること。

②提出期限

令和8年8月4日(火)午後4時30分(必着)

③提出先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所地域政策課

④提出方法

持参又は郵送(書留郵便によること)すること。

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」(様式第2号)により、令和8年8月5日(水)までにファクシミリ又は電子メールで通知する。承認の通知を受けた者は、入札の参加資格を有するものとする。

8 質問の方法

入札参加申請に係る本案件内容への質問は、ファクシミリ又は電子メー

ルによること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。

(1) 質問期限 令和8年7月31日(金)午後4時30分まで

(2) 提出先 下関市役所豊田総合支所地域政策課

ファクシミリ (083) 766-2683

電子メール ttchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(3) 質問の回答 後日速やかに質問提出者のみに回答する。

9 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札において使用する入札書は、「入札書」(様式第3号)を使用すること。

(3) 入札書の記載する入札額は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。

(4) 予定価格以下の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。なお、不調に備え、入札回数は初回を含め3回を限度とする。

(5) 落札となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

(6) 代理人をして入札させるときは、「委任状」(様式第4号)を提出すること。

10 入札(開札)日時及び場所等

(1) 日時 令和8年8月10日(月)午前10時00分

(2) 場所 下関市役所豊田総合支所2階 第2会議室

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

※郵便・ファクシミリによる入札は認めない。

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、別途通知する。

1 2 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- (3) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。
- (4) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認められたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札を辞退しようとするときは、「入札辞退届」(様式第5号)を提出すること。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。

1 3 問い合わせ先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所地域政策課

電話 (083) 766-1056 (直通)

ファクシミリ (083) 766-2683